

○障害者控除対象者認定申請について○

○概要

認定された場合、認定の内容に応じて、本人および本人を扶養する親族が所得税・住民税の控除を受けられます。確定申告または年末調整の際に、当認定書を添付することで控除を受けられます。なお、控除を受けようとする年ごとに申請が必要です。

○対象者

下記のいずれにも該当するかた

- ①認定基準日において、65歳以上のかた
- ② " 要介護認定または要支援認定を受けているかた

※認定基準日とは、控除を受けようとする年の12月31日のこと。ただし、認定基準日より前に死亡した場合は、死亡した日を認定基準日として取り扱う。

○申請にあたって確認・注意していただくこと

- ①ダウンロードした申請書に別添記入例のとおり必要事項を記入し、メール、郵送での申請、または窓口へご持参ください。
- ②認定書の用途が、確定申告または年末調整における障害者控除であることを確認してください（障害者手帳とは違い、上記の用途のみで使用できます）。
- ③対象者が障害者手帳を持っている場合は、障害者手帳で障害者控除を受けられるため、当認定書は不要です。
- ④控除を受けようとする年の12月31日が認定基準日のため、最新の年の認定書の発行は、対象年の翌年1月以降となります。
(例：令和5年分の認定書の発行は、令和6年1月以降となる。)
- ⑤過去分は平成21年分から申請できます。ただし、平成21年4月1日以前に死亡している場合は申請できません（要綱の制定が平成21年4月1日からのため）。
- ⑥介護認定審査会資料に基づき、要綱に規定する基準に当てはめ認定を行うため、認定書の即日発行はできません。申請後、1週間程度で結果が通知されます。